

# 津山市久米総合文化運動公園 市民プール整備基本計画(案)の概要



令和5年10月4日(水)  
スポーツ推進審議会  
地域振興部

## ○経過

- 平成 7年10月 町制施行40周年記念事業として開設  
(屋外レジャープール施設は平成8年7月開設)
- 平成13年 4月 久米中学校の学校プール利用を開始
- 平成18年 4月 指定管理者制度を導入して施設管理及び運営を実施(～現在)
- 令和 4年 9月 市議会に3度目の「総合屋内25mプール建設に伴う請願書」が提出され採択
- 令和 4年10月 「現市営プールの適正化基本方針」の公表
- 令和 4年11月 「久米総合文化運動公園市民プール整備基本構想」策定  
市内プール利用者アンケート調査
- 令和 5年 1月 サウンディング型市場調査
- 令和 5年 2月 高校生・大学生ワーキング調査
- 令和 5年 1月 久米総合文化運動公園市民プール整備基本計画策定委員会 5回開催
- 令和 5年 6月 久米総合文化運動公園市民プール整備基本計画策定委員会からの意見書



# 整備基本計画（案）項目

## 第1章 基本計画の概要

- 1 基本計画策定の目的
- 2 基本計画の位置づけ

## 第2章 施設整備基本方針

- 1 新市民プールの必要性
- 2 公認プールの整備について
- 3 新市民プールの整備の基本方針
- 4 市内施設・団体との連携方針 (1)体育施設 (2)教育施設 (3)市関係団体等



## 第3章 施設整備計画

- 1 必要諸室の設定 (1)屋内エリア (2)屋外エリア (3)必要諸室及び規模
- 2 施設配置(建設場所等)
- 3 整備方式等 (1)整備方式の種類と概要 (2)整備方式の選定 (3)事業者選定方式
- 4 施設整備費、整備財源、運営・維持管理等 (1)整備費 (2)整備費の財源 (3)運営・維持

## 第4章 事業運営計画

- 1 利用者の想定 (1)住民等の利用 (2)学校等授業での利用
- 2 開館時間 (1)現市民プールの現状 (2)新市民プールの開館時間等
- 3 利用料金 (1)現市民プールの状況 (2)新市民プールの利用料金
- 4 事業スケジュール

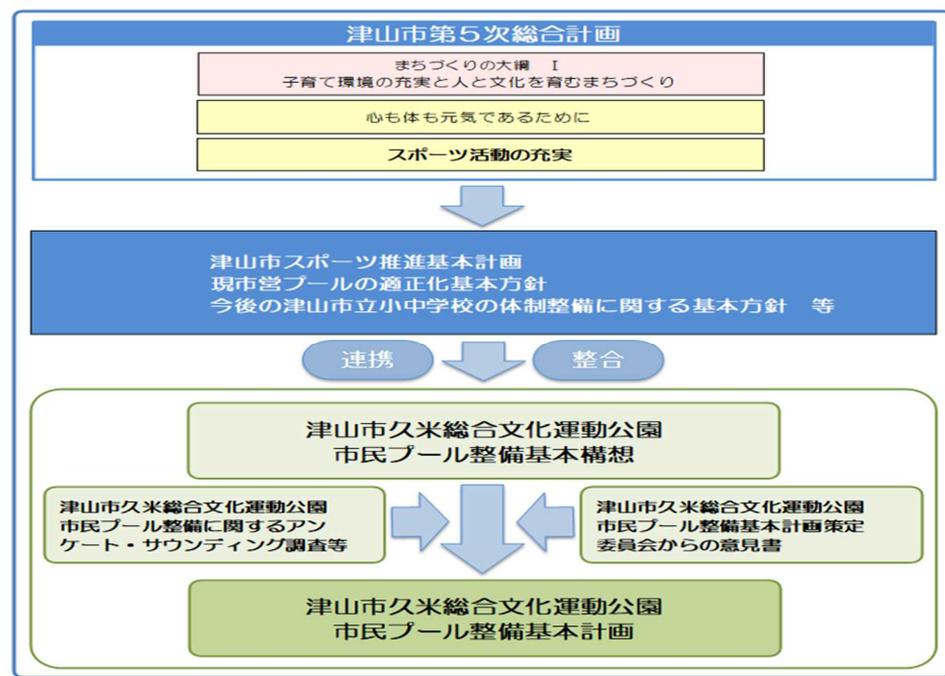
# 第1章 基本計画の概要

## 1 基本計画策定の目的

交流拠点施設としてふさわしい機能を有する新市民プールとすることを目的として、必要な施設・機能や整備方式等を示すものです。

## 2 基本計画の位置づけ

本計画は、「津山市第5次総合計画」等上位計画や関連計画と連携・整合を図り策定するものです。



## 第2章 施設整備基本方針

### 1 新市民プールの必要性

整備基本構想では、更新(新築)を基本方針としていますが、今後、一層の少子高齢化や社会情勢の変化に伴う利用者層の変化が想定され、将来の財政負担等を懸念する声もお聞きしています。そのため、より幅広い層の意見・要望等を求めました。

特に基本計画策定委員会は5回開催され、様々な意見・要望を取りまとめた「意見書」が市へ提出されました。

本市としては、市内の施設機能が重複した施設や、同類の施設整備計画等を集約して将来の財政負担等を軽減する必要もあり、このことも踏まえながら、久米地域生活拠点の充実と活性化のみならず本市の持続的発展を図るため、スポーツ振興、健康・体力づくり等のさらなる推進、水泳の公認大会や合宿等による交流人口の増加による地域経済の活性化を目指し、人と地域との交流を促す重要な拠点施設の一つとして、新市民プールの整備が必要との結論に至りました。

### 2 公認プールの整備について

住民の泳力技術・競技力の向上及び大会・合宿等の誘致による交流人口の増加や経済波及効果に寄与することが期待され、また、市議会請願、基本計画策定委員会意見書の内容等を精査、同類の施設整備計画等を集約化し、新市民プールの機能の一つとして公認プール基準(国内一般・A)を付加することとします。

### 3 新市民プール施設整備の基本方針

新市民プールは、水泳の競技力向上及び大会・合宿等の誘致による交流人口の増加や経済波及効果に寄与するため、施設整備については以下の基本方針に基づき整備します。

方針1 多世代が親しめる施設

方針2 多様なニーズに対応する施設

方針3 多様な運動施設

方針4 学校等と連携した施設

方針5 競技レベルが向上できる施設

方針6 安全・安心な施設

方針7 効率的な維持管理と環境に配慮した施設

また、隣接する体育施設との一体的な利用や、学校教育・市関係団体等とも連携して有効に利用できる施設整備を実施します。

## 第3章 施設整備計画

### 1 必要諸室の設定(主なもの)

#### (1)屋内エリア

##### ①プールエリア

###### ア. メインプール

公益財団法人日本水泳連盟の公認プール基準「国内一般・A」を満たすプール

- ・プール規模 25m×8レーン以上
- ・水深 0~2m以上(可動床)
- ・観客席 400人程度

###### イ. 小プール

##### ②トレーニングエリア・・・ア. トレーニングルーム イ. スタジオ

##### ③共用エリア……………ア. エントランスロビー等

##### ④その他……………利用者を増やすために必要な施設・設備、運営・維持管理負担軽減対策については事業者提案等を取り入れて実施します。

#### (2)屋外エリア

多くの住民が年間を通じて集えるエリアとし事業者提案等を取り入れて実施します。

#### (3)必要諸室及び規模(想定)

- 全体延床面積 2,500㎡程度
- 屋外エリア面積 1,500㎡程度

## 2 施設配置(建設場所等)

整備基本構想において、新市民プールの建設場所は現在の市民プール敷地内を最適地として整備予定地としています。

このことから、現在の市民プール施設敷地と駐車場敷地を配置候補として検討を行いました。

現施設の老朽化に伴う設備等の故障による運営休止が現実味をおびていること、延床面積・屋外エリア面積の確保、施設工事中の安全性が確保できる等により、現市民プール施設敷地に整備することとします。

現施設の休館中の利用者への配慮として、現行の利用者ができる限り健康・体力づくり等が継続できるように対応していきます。



### 3 整備方式等

#### 整備方式の選定

施設整備期間、施設整備費用、施設整備計画等から、新市民プールの整備は、施設整備費用の縮減や効果的な管理・運営等が期待できる「DBO方式」により実施することとします。

#### 事業者選定方式

DBO方式による事業者選定方式は、総合評価競争入札方式と公募型プロポーザル方式が考えられますが、事業者のノウハウや高い技術力に基づいた提案内容等を総合的に評価し、契約時に協議等が可能である公募型プロポーザル方式とします。

## 4 施設整備費

### (1)施設整備費

約21億円を想定・・・建設工事費(解体費含む)、設計・工事監理費

### (2)施設整備費に係る財源

主な財源 : 過疎対策事業債(交付税措置70%)

その他の財源 : 申請可能な国等の交付金・補助金や、クラウドファンディング、  
企業版ふるさと納税等の活用も検討

### (3)運営・維持管理費

指定管理者制度 : 指定管理期間15年

指定管理料 : 約56,000千円を上限額と想定

## 第4章 事業運営計画

### 1 利用者の想定

#### (1) 住民等の利用

年間利用者数目標を6万人として、子どもから高齢者まで多世代の利用を想定します。また、一般・高齢者の健康づくり、児童・学生の水泳教室、公認水泳大会等の利用等を想定します。

#### (2) 学校等授業での利用

保育所、学校等の幼児・児童・生徒が安全に水泳授業ができ、水泳技術が向上できるよう、専門の指導者による対応を視野に入れた運営を想定します。

### 2 開館時間

#### 新市民プールの開館時間等

- ①利用者ニーズや事業者提案を取り入れながら、新たに設定します。
- ②市内学校等の水泳授業の利用時間帯等は、学校等との協議により決定することを想定します。

### 3 利用料金

- ①利用者ニーズや事業者提案を取り入れながら、新たに設定します。

#### 4 事業スケジュール

本事業は、基本計画策定の後、令和6年度に事業者選定のうえ、設計・解体・整備等を実施し、令和8年度中の新市民プールの完成を目指します。

事業スケジュール

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
基本計画の策定	→				
事業者の選定・決定 (プロポーザル方式)		→			
設計・解体・整備等 (DBO方式)			→	→	→ 開業準備・運営の開始